

平成22年4月1日制定

## 固定額型最低制限価格の算定方法について

### 1 対象案件

入札参加資格を次表の「①所在区分」に限定する工事系委託入札案件で、  
 予定価格を事後公表したとき

\*工事系委託：地質調査、測量、建築設計、建設コンサルタント

### 2 算定方法

設計金額に次表の係数を乗じて算出した価格を「最低制限価格」とする。

\*平均額型最低制限価格の算定方法と異なり、入札金額により最低制限価格が変動することはない。

〈計算式（税抜）〉

$$(\text{最低制限価格}) = (A) = \text{設計金額} \times \text{次表の②係数}$$

\* (A) は、100円未満を切捨する。

業種区分	①所在区分	②係数
地質調査	市内 または 市内・準市内	85%
測量	市内 または 市内・準市内	82%
建築設計	市内 または 市内・準市内	81%
建設コンサルタント	市内 または 市内・準市内	81%

平成28年4月1日改正

平成29年4月1日改正

平成31年4月15日改正

令和7年7月1日改正

令和8年4月1日改正